

参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和8年6月22日

独立行政法人水資源機構
総合技術センター所長 津久井 正明

1. 目 的

この参考見積の募集は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注を予定している業務の積算の参考とするために参考見積を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けており、細別業務の「電気施設」及び「通信施設」に登録していることとします。
- (2) 営業に関し、法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域内において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書の様式は問いませんが、別紙－1「参考見積様式」の労務工数毎に見積りをお願いします。
- (2) 提出期間：令和8年7月1日（水）から令和8年7月6日（月）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時まで
なお、質問に対する回答を確認した後提出するものとし、提出期間より前に提出しないようお願いします。

(3) 提 出 先

独立行政法人水資源機構 総合技術センター所長 津久井 正明 宛

【担当】 マネージメントグループ 橋本

〒338-0812 埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地

TEL：048-853-1785

FAX：048-853-1787

(4) 提出方法

書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。
見積書の件名は、「総合技術センター受変電設備設計業務（仮称）」としてください。

(5) 見積書有効期限

見積書有効期限は、令和9年3月31日までとします。

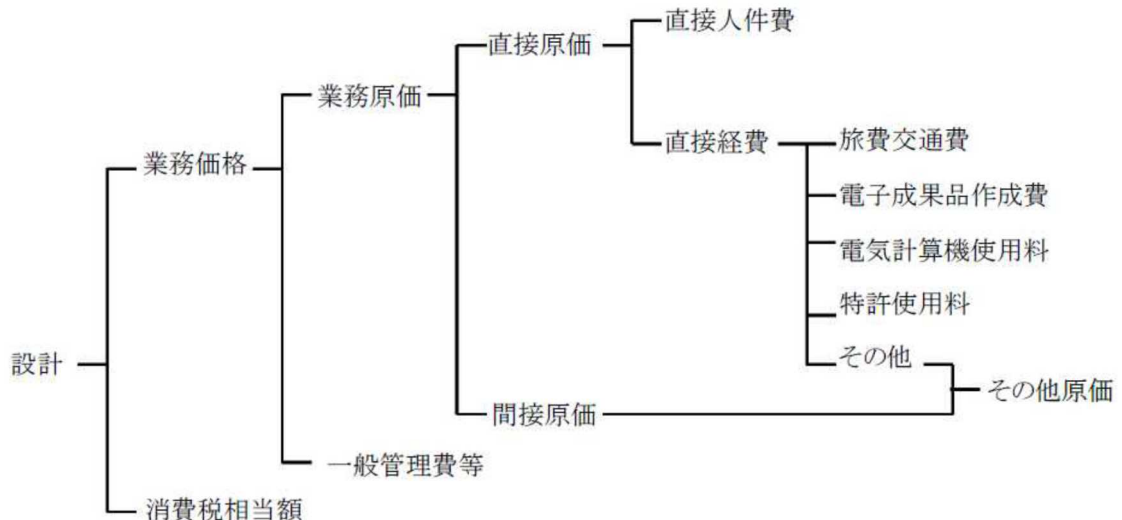
4. 参考見積内容

(1) 業務項目、業務内容

別紙－2 参考見積条件、別紙－3 業務実施内容のとおり。

(2) 業務費の構成と見積徴取範囲

- ① 本参考見積りを適用する歩掛かりの労務構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（電気通信設備保守・運転監視・設計業務積算基準）」（以下「基準書」という。）によるものとします。なお、設計業務費の構成は以下のとおりです。



- ② 作業歩掛に係る参考見積の募集範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、下記「5. 参考見積内容」を実施する為に必要な技術者の人数を募集します。

③ 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和8年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 参考見積内容

(1) 基本事項

歩掛参考見積は、入札目的のものではなく、別紙2 歩掛見積条件に示す作業を実施する標準的な歩掛とします。

(2) 目的

「総合技術センター受変電設備設計業務（仮称）」を行うために必要な歩掛を徴取するものです。

(3) 見積内容

見積内容の詳細については、別紙2 歩掛見積条件のとおりとします。

(4) 見積有効期限

令和9年3月31日までとします。

6. 募集要項に対する質問

この募集要項に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和8年6月22日（月）から令和8年6月26日（金）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から17時まで

- (2) 提出先：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

7. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年6月30日（火）から令和8年7月6日（月）まで
- (2) 閲覧方法：機構ホームページに掲載します。

8. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

9. 添付資料

- (1) 別紙－1 参考見積様式
- (2) 別紙－2 参考見積条件
- (3) 別紙－3 業務実施内容

10. ヒアリング

提出していただいた参考見積書について、ヒアリングを実施することがあります。

11. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。